

令和6年4月～

桑名市介護支援ボランティア

－ 手引き －



桑名市保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会

～ 桑名市介護支援ボランティアについて ～

目的

この制度は、介護予防事業の一環として、桑名市にお住まいの65歳以上の方が、ボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をすることで、より元気になることを目的としています。

そして、桑名市がいきいきとした地域社会となることを目指しています。

対象者

桑名市介護保険第1号被保険者
(市内にお住まいの65歳以上の方)

1. ボランティア登録

桑名市社会福祉協議会でボランティア登録後、手引きとボランティア手帳をお渡しします。

登録と併せて、万一のケガや事故に備えて全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」にご加入いただきます。

2. ボランティア活動

ボランティア活動先が指定されており、その指定先でボランティア活動を行っていただきます。(一覧表参照)

活動を始める前にボランティア先へボランティア手帳を提示し、活動後にスタンプを押してもらってください。(当日中でお

願います) ボランティア手帳の有効期限は、当該年度3月31日までです。

※1時間の活動で1スタンプ、1日2スタンプが上限です。

(移動支援サービスは別途付与)

3. ポイントの活用

ボランティア手帳を桑名市社会福祉協議会に提示し、集めたスタンプを評価ポイントに換えます。

申請者が桑名市介護保険第1号被保険者であり、介護保険料の未納・滞納がなければ、ポイント数に応じた交付金が支払われます。

| スタンプの数 | 評価ポイント数 | 評価ポイント転換金 |
|----------|-----------|-----------|
| 10から19まで | 1,000ポイント | 1,000円 |
| 20から29まで | 2,000ポイント | 2,000円 |
| 30から39まで | 3,000ポイント | 3,000円 |
| 40から49まで | 4,000ポイント | 4,000円 |
| 50以上 | 5,000ポイント | 5,000円 |

～ ボランティア活動の心がまえ ～

◆ 身近なことから無理のない範囲で

ボランティア活動と一言で言っても様々な活動があります。自分の特技や趣味を活かした活動もありますし、依頼者からの要望に応じて、一人ひとりの生活をサポートする活動もあります。まずは身近な地域で、自分の健康を考えて無理のない範囲で行うことが望ましいです。活動を継続するためにも自分に向いている活動をお選びください。ボランティア活動に関する相談は、桑名市社会福祉協議会でお受けしていますので、お気軽にご利用ください。

◆ 相手を理解し、尊重した活動を

誰もがそうであるように、ボランティア活動で接する方々もそれぞれ性格や環境により様々な暮らしを営んでいます。ボランティアだからといって、一方的で勝手な行動は慎まなければなりません。ボランティアには、一人ひとりの生活習慣や価値観を尊重し、ボランティア活動の依頼者や活動の仲間と共にコミュニケーションをとることでよりよい活動につながるでしょう。

◆ 秘密や約束を守りましょう。

ボランティア活動では、時に依頼者のプライバシーに関わることを知ることもあります。しかし、あくまで活動を通して知り得たことであり、他の方にちょっとした内容のことでも漏らさないください。ボランティア活動を辞めた後も同様にお守りください。また、時間など約束したことは守りましょう。体調不良や急用で活動を休む場合には、必ず連絡を入れるなどの対応をしましょう。

◆ ボランティア活動保険について

ボランティア活動先に行く途中や活動先でケガや事故がおきた場合は、桑名市社会福祉協議会までご連絡下さい。

(電話番号 0594-22-8218)

補償等についての詳細は「ボランティア活動保険」のパンフレットをご参照ください。

介護支援ボランティア制度に関する Q&A

Q1 この制度を利用するには、まず何をすればよいのですか？

A この制度を利用する方は、制度の目的やボランティアの心得などをご理解の上、桑名市社会福祉協議会でボランティア登録を行ってください。（登録は年度ごと更新）また、安心して活動を行っていただくために、万一の事故やけがに備えて、全国社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入していただきます。

Q2 どんなボランティア活動でも対象になるのですか？

A この制度の対象になるボランティア活動は、指定されています。
指定されているボランティア活動の詳細は、桑名市役所 介護予防支援室
もしくは、桑名市社会福祉協議会までお問い合わせください。

Q3 ボランティア活動先に行く途中や活動先でけがをしたらどうしたらいいですか？

A ボランティア活動先に行く途中や活動先でケガや事故がおきた場合は、桑名市社会福祉協議会までご連絡下さい。

Q4 スタンプを集めるとすぐに交付金がもらえるのですか？

A この制度は年度ごとの更新制です。毎年3月の登録更新時に交付金申請もして頂きます。

集めたスタンプを評価ポイントに換えた後に、交付金の申請手続きを行うことができます。毎年3月頃にご案内文を送付します。案内にしたがって桑名市社会福祉協議会にてお忘れなく手続きを行ってください。

Q5 ボランティア手帳はスタンプが貯まるまで使い続けてよいのですか？

A ボランティア手帳は更新時に新しいものに切り替わります。
年度の途中でボランティア手帳が一杯になりましたら2冊目をお渡ししますので、桑名市社会福祉協議会までお越しください。

Q6 1日に複数のボランティア活動をしていてもスタンプはもらうことができますか？

A 1日に複数のボランティア活動を行い、スタンプをもらうことはできますが、1時間の活動で1スタンプとなり、スタンプは1日2スタンプが上限になります。(移動支援は別途付与)

Q7 他のボランティアさんの送迎をしたときもスタンプはもらえますか？

A 他のボランティアさんを自家用車に乗せて登録施設に行き、一緒にボランティア活動を行った場合に、運転者に片道につき1スタンプ付与されます。往復の場合は2スタンプ付与されます。

※ 送迎のみではスタンプは付与されません。運転者も施設で活動した場合が対象となります。

【例】

| | |
|-------------------|-----------|
| 往路⇒1スタンプ | } 最大4スタンプ |
| ボランティア活動2時間⇒2スタンプ | |
| 復路⇒1スタンプ | |

Q8 ボランティア活動を多くすると、それだけ多くの交付金がもらえますか？

A 介護支援ボランティアで指定されたボランティア活動を行い、手続きを行うと交付金が支払われます。但し、交付金の上限は年度ごとに5,000円です。

Q9 スタンプ付与は1時間につき1スタンプですが、ゴミ出し、電球交換、ちょっとしたお買い物等の日常生活支援のボランティア活動について、1時間かからない場合のスタンプ付与はどうなりますか？

A 日常生活支援を行うボランティア活動について、1時間以内の活動を1スタンプとします。

Q10 午前中に日常生活支援のゴミ出し支援をして、午後から施設でボランティア活動を2時間行いました。スタンプ付与はどうなりますか？

A 午前中の日常生活支援のゴミ出し支援が1スタンプ
午後からの施設ボランティア活動2時間は2スタンプですが、
1日の上限は2スタンプですので、その日は2スタンプ付与されます。
(Q6参照)

Q11 スタンプの対象となるボランティア活動をしましたが、ボランティア手帳を忘れた為、その日はスタンプを押してもらうことができませんでした。後日スタンプを押してもらうことはできますか？

A 後日スタンプを押してもらうことは可能です。
スタンプを管理している施設等の担当者にボランティア手帳を忘れたことを説明し、後日スタンプを押してもらってください。

Q12 スタンプの対象となる「日常生活支援」を行いましたが、スタンプを管理している担当者との都合が合わず、当日スタンプをもらえませんでした。どのように対応すればよいですか？

A 下記【例】のように本来スタンプが押される場所に活動日時など記載し次回活動時にまとめてスタンプを押してもらうようにしてください。

【例】

